

## 第5部 投薬

### ◆リフィル処方箋

【〇〇 処方箋】の項を参照してください。

### ◆湿布薬

- ・保険給付の範囲内で処方できる湿布薬の上限枚数を、1処方につき70枚までから63枚までに変更されました。

「医師が医学的必要性を認めた場合を除く。」はそのまま適用されます。

- ・リフィル処方箋による投薬はできません。  
リフィル処方箋指示及び湿布薬の入力がある場合は、登録時に警告メッセージを表示します。  
「警告！湿布薬はリフィル処方箋による投薬はできません。」

なお、湿布薬以外でも療養担当規則において、投薬量に限度が定められている医薬品もリフィル処方箋による投薬はできません。[ノンチェック]

[療養担当規則]

#### 4 投薬期間に上限が設けられている医薬品

- ① 投薬量又は投与量が14日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬として、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬等を定めたものである。
- ② 投薬量又は投与量が30日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬として、アルプラゾラム等を定めたものである。
- ③ 投薬量が90日分を限度とされる内服薬として、ジアゼパム等を定めたものである。

### ◆処方箋料

- ・リフィル処方箋により処方を行った場合について、処方箋料の要件が見直されました。

[対象医療機関]

30日以上投薬を行った場合減算（40/100）される医療機関

[算定要件]

当該処方箋の1回の使用による投与期間が29日以内の投薬を行った場合は、処方箋料における長期投薬に係る減算規定（40/100）が適用されません。

[対応内容]

マスタが新設されました。

該当する処方箋料を自動算定します。

120004710	処方箋料（リフィル処方箋・向精神薬多剤投与）	28点
120004810	処方箋料（リフィル処方箋・7種類以上内服薬）	40点
120004910	処方箋料（リフィル処方箋・向精神薬長期処方）	40点
120005010	処方箋料（リフィル処方箋・その他）	68点

現行の処方箋料のコードは名称が変更されました。

120003710	処方箋料（リフィル以外・向精神薬多剤投与）	28点
120002710	処方箋料（リフィル以外・7種類以上内服薬）	40点
120004610	処方箋料（リフィル以外・向精神薬長期処方）	40点
120002910	処方箋料（リフィル以外・その他）	68点